

令和4年12月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年12月16日(金)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時15分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	欠席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	欠席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	田中 正美	農業振興課係長	宇根 義雄		
	副理事	星野 公男	農地調整課主任	長谷川 英理子		
	農業振興課長	石川 秀徳	農地調整課主事	藤田 亮輔		
	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司				
議案	議案第75号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第76号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第77号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第78号	公売に係る買受適格証明願について（農地法第5条）				
	議案第79号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第80号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第81号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第82号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第83号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第84号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について				
議案第85号	農地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> </ul>					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年12月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は細沼委員、高松委員が欠席されておりますので、出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号5番 関口 委員 議席番号6番 西形 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

4 議案審議 議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石川委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇北小学校の南西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、80mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横山委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、県立浦和東高校の①西0.8kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑、②北西1.0kmに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、①0.6km、②1.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ドウダンツツジ、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の①東0.9kmに位置する水田の広がる地域の田、②市立和土小学校の東1.3kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、①1.6km、②0.2kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、コマツナの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番から6番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱野委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城南中学校の北西1.0kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、350mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、コマツナの予定で、問題ないものと思われます。</p>

続きまして、番号5番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、県立浦和東高校の北西1.2kmに位置する水田の広がる地域の田です。  
通作距離は、7.4kmです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

続きまして、番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立和土小学校の①北東2.3km、②0.9kmに位置する水田の広がる地域の田です。  
通作距離は、①0.6km、②1.1kmです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号7番から8番は柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立柏陽中学校の北西300mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。  
通作距離は、100mです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、ツゲの予定で、問題ないものと思われま

続きまして、番号8番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立柏陽中学校の北西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。  
通作距離は、270mです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、ツゲの予定で、問題ないものと思われま

続きまして、番号9番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号9番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の北西1.9kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。  
通作距離は、5.0kmです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、タマネギ、ネギの予定で、問題ないものと思われま

議長

ありがとうございました。  
以上で説明が終わりました。  
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第75号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第76号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番から2番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の東720mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.25mの既設フェンス及び既設コンクリートブロック4段〜7段積及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の東450mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.3mの既設コンクリート土留及び高さ0.3mの新設コンクリート土留により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、埼玉県警察機動センターの北70mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設土留めブロック5段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 澤 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、大宮東警察署の南東450mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.5mの既設ブロック塀及び高さ0.1mの新設土留ブロックにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>

高 崎 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、与野公民館の南東70mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、貸駐車場です。  申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既設コンクリートブロック2段～3段積及び高さ0.91mの既設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号6番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立川通小学校の南東780mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、自己用住宅です。  申請理由は、現在、甥が所有する住宅で甥の家族と同居しているが、手狭であることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ1.0mの新設土留により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号7番、柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号7番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立柏陽中学校の北西30mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、貸駐車場です。  申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ2.0mの既存鋼板及び高さ0.1mの新設土留により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明が終わりました。  質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第76号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。  議案第76号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立植水小学校の南430mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、資材置場及び駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で建築業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場を返却し、事務所を移転することに伴い、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び高さ1.5mの新設斜平板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号2番から3番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、埼玉県警機動センターの南東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが手狭であることから、母が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.2mの既設コンクリートブロックフェンス及び高さ0.1mの新設地先ブロックにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮光陵高等学校の西910mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、トマトを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号4番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、北部配水場の北西220mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、サツマイモを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>

議	長	<p>周辺農地への影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>	
事	務	局	<p>ありがとうございます。 続きまして、番号5番、春岡地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立春里中学校の北東510mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で自動車整備業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既存コンクリートブロック4段積及び高さ1.0mの新設木柵及び高さ0.4mの新設板柵により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。 続きまして、番号6番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
小	山	委	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、思い出の里市営霊園の南東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で土木業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.8mの既設ロープ柵、既設コンクリートブロック5段積、高さ0.6mの既設フェンス及び高さ0.25mの既設砂利止道板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。 続きまして、番号7番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
西	形	委	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立芝原小学校の北東750mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、①サツマイモ、ジャガイモ、ネギ、②ショウガ、ネギ、ブロッコリーを作付けする予定です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。 続きまして、番号8番から10番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>	

関根委員

番号8番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立春野小学校の北東560mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、太陽光発電施設です。  
申請理由は、現在、市内で太陽光発電施設を運営しているが、申請地は太陽光発電を行うにあたり、最適地であると判断したためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.2mの新設マルチフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号9番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立城北中学校の南西730mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立河合小学校の南東700mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段～5段積及び高さ0.6mの既存フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号11番から12番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号11番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の北東1.2kmに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父（義父）所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号12番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の北西480mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.8mの既存フェンス及び新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

浅子委員 番号8番について伺います。  
太陽光発電施設を設置することによって生ずる日影により、周辺農地に被害が生じることが懸念されますが、問題ないのでしょうか。

関根委員 設置する太陽光発電施設及び、被害防除として設置する新設マルチフェンスの高さが、広大な日影を生み出すほどの高さではないことから、問題ないものと思われます。

議長 ありがとうございます。  
他に何かございますか。  
質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。  
議案第77号について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員 一 賛 成 多 数 一

議長 総員賛成でございます。  
議案第77号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第78号、公売に係る買受適格証明願について（農地法第5条）審議します。</p> <p>番号1番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高 崎 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、中央区役所の北西390mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、車輛置場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で中古自動車販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地を新たな車輛置場として使用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第78号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第78号について、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第79号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。  賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.1kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番から3番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。  使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、飼料作物（トウモロコシ）です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は280mです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号3番についてご説明いたします。  賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、飼料作物（トウモロコシ）です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は260mです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号4番、大砂土地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして番号4番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号5番から6番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  作付計画は、コマツナ、ハウレンソウです。  申請目的は、新規就農で、通作距離は9.3kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号6番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p>

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5 kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号7番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅子委員 番号7番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、イモ、ヤマトイモです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.0 kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号8番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小林委員 番号8番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、コマツナです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は900 mです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号9番から11番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員 番号9番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.7 kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.4 kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号11番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。

議 長	<p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.4 kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第79号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成ですので、議案第79号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第80号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、春岡地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西	形	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横	山	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第80号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委	<p>員</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第80号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第 8 1 号、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号 1 番から 6 番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 8 1 号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第 8 1 号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第82号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から20番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第82号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第82号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第83号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第83号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第83号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第84号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、大砂土地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書50ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第79号番号4の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。議受人の農業経営につきましては、補足資料の51ページをご覧ください。周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第84号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第84号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 85 号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま中央地区及び大野島地区）について審議します。</p> <p>それでは事務局より補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 農地利用集積計画（案）に対する意見（さいたま中央地区及び大野島地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第 85 号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま中央地区及び大野島地区）について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第 85 号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第 85 号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。  続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。  令和4年11月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。  農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。  農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。  農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。  農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出でございます。  2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p> <p>ありがとうございました。  意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。  これもちまして、令和4年12月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>